災害を受けたとき

組合員又は被扶養者の水震火災，その他の非常災害による死亡又はこれら不慮の災害による住居，家財の損失に対する弔意又は見舞いとして，次の給付金が支給されます。

弔慰金・家族弔慰金（死亡したとき）

水震火災，その他の非常災害（交通事故その他の予想し難い事故を含む。）により組合員が死亡したときは，遺族に対して弔慰金が，また被扶養者が死亡したときは，組合員に対して家族弔慰金が支給されます。

支　給　額	弔慰金は標準報酬月額，家族弔慰金は標準報酬月額×70/100 ただし，平成 27 年 9 月以前の死亡については， 弔慰金は給料月額×1.25，家族弔慰金は給料月額×1.25×70/100
請　求　書　類	・弔慰金（家族弔慰金）請求書〔整理番号 22〕 ・新聞等に掲載された記事があれば，その切り抜き等 （注）　弔慰金を請求するとき（組合員が死亡したとき），又は交通事故など他人の行為（第三者加害行為）による死亡を事由とする請求のときは，上記以外の確認書類が必要となりますので，あらかじめ共済組合へ問い合わせてください。

災害見舞金（住居，家財に損害を受けたとき）

組合員又は被扶養者が，水震火災，台風，その他の非常災害により，その住居又は家財に一定の損害を受けたときは，共済組合が認定した損害の程度に応じて，次の表のとおり災害見舞金が支給されます。

また，豪雨によるがけ崩れ等のため立退命令を受け住居の移転を要する場合も，災害による損害とみなします。

（注）1　損害の補填を目的とした給付ではありません。

2　「住居」とは，現に組合員が生活の本拠として居住している建造物（自宅，公務員宿舎，公営住宅，借家，借間等の別を問わない。また，別棟の離れ屋，物置，門，塀等は含まない。）を，また，「家財」とは，住居以外の社会生活上必要とする財産（組合員又は被扶養者の所有物に限る。）を指し，山林，田畑，宅地，貸家等の不動産及び現金，預貯金，有価証券等は含みません。

表：損害の程度と災害見舞金の支給額

損害の程度			支給額
① 住居及び家財の全部が焼失し，又は滅失したとき ② 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき			標準報酬月額×３月
① 住居及び家財の２分の１以上が焼失し，又は滅失したとき ② 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき ③ 住居又は家財の全部が焼失し，又は滅失したとき ④ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			標準報酬月額×２月
① 住居及び家財の３分の１以上が焼失し，又は滅失したとき ② 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき ③ 住居又は家財の２分の１以上が焼失し，又は滅失したとき ④ 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			標準報酬月額×１月
① 住居又は家財の３分の１以上が焼失し，又は滅失したとき ② 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき			標準報酬月額×0.5 月
浸水によって住居（家財を含む。）が損害を受け，その損害の程度の認定が困難なとき	浸水の程度	床上 120ｃｍ以上	標準報酬月額×１月
		床上 30ｃｍ以上	標準報酬月額×0.5 月

（H28.3 改定）

請　求　書　類	・災害見舞金請求書〔整理番号 27〕 ・市区町村長，警察署長又は消防署長が発行するり災証明書 ・災害状況報告書〔整理番号 28〕 ・住居・家財災害明細書〔整理番号 30〕 ・住居の平面図〔整理番号 29〕 ・り災現場の写真 ・新聞等に掲載された記事があれば，その切り抜き等

被災し，給付金を請求しようとするときは，まずは共済組合へご一報ください。
電話　０９９－２８６－５２２０（年金給付係）

（H28.3 改定）

第三者加害行為による傷病

第三者加害行為（交通事故等）にあったら
“共済組合へ一報を”

組合員証を使うときの連絡

交通事故などで負傷したときは，加害者がその治療費を支払うのが原則です。

ただし，公務中・通勤時外の事故で，かつ重傷により長期間治療を必要とするときや被害者にも過失があるときなどで組合員証を使用したいときは，事故後すぐに共済組合に連絡したうえで使用し，次の書類を提出してください。

提出書類	・事故発生状況報告書〔整理番号 47〕 ・損害賠償申告書〔整理番号 49〕 ・事故状況報告書〔整理番号 50〕 ・医師の意見書　〔整理番号 48〕 ・承諾書（被害者用・加害者用）〔整理番号 51・52〕 ・申立書 ・交通安全センターの事故証明書 ・同意書

示談は慎重に

組合員証を使って治療したとき，共済組合は被害を受けた組合員又は被扶養者に代わって，立て替えた治療費を請求する権利（代位請求権）を取得し，加害者又は損害保険会社に求償します。

「治療費は組合員証を使用するので必要ありません。」等，不用意に治療費の請求権を放棄する内容の示談，和解等をすると，共済組合は加害者に対して請求することができなくなりますので，示談はあわてて行わず，必ず共済組合とよく相談した上で進めてください。

交通事故等にあったときの留意事項

1　次のことを確かめる。
　(1)　加害者（運転者）の住所，氏名，自動車登録番号等
　(2)　車検証及び車の持ち主
　(3)　保険会社名（自賠責保険，任意保険）及び保険番号
2　小さな事故でも必ず警察に届ける。
3　共済組合へ連絡する。
4　示談をみだりに急がない。
5　示談屋に依頼しない。
6　医師の診断を受ける。

退職後の医療保険制度等

全ての国民はいずれかの医療保険制度に加入しなければなりません。
退職後，再就職した場合はその職場の健康保険に，また再就職しない場合は，家族が加入している国民健康保険の被扶養者となるときを除き，共済組合の任意継続組合員制度又は市町村の国民健康保険のいずれかを選択して加入することになります。

任意継続組合員制度

退職日の前日まで引き続き１年以上組合員であった者（退職日まで引き続き１年と１日以上組合員期間のある者）が，退職後再就職しない（再就職先に健康保険制度がない。）とき，申出により引き続き２年間，組合員であったときと同様に共済組合から短期給付等を受けることができる制度です。
加入に際しては，市町村の国民健康保険に加入した場合に生じる国民健康保険税（共済組合の掛金に相当する額）や給付内容等を比較検討して，どちらに加入するかを選択してください。

１　資格の取得

退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」の提出及び掛金の払込みをしてください。（例：３月 31 日付退職の場合は，４月 19 日までに手続が必要）申出書の提出と掛金払込みを確認後，任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証を含む。）を交付します。
なお，被扶養者については，在職中に共済組合の認定を受けている場合，希望により継続認定できます（引き続き，被扶養者の要件に該当する方のみ）。
※　年度末退職の場合は，退職前から任意継続組合員の申出を受け付けます。

２　掛金の払込方法

原則として年度毎に一括払いとしますが，希望により月払いもできます。
なお，一括払いの場合は，掛金額の割引制度が適用されます。

３　掛金額

1 か月分の掛金額は，「退職時の標準報酬月額」又は「公立学校共済組合の平均標準報酬月額」のいずれか少ない額に，短期掛金率及び介護掛金率（40 歳未満の者は，短期掛金率のみ）を乗じて得た額となります。
なお，掛金率は３ページを参照してください。

（１）退職時の標準報酬月額
組合員期間が 15 年以上あり，かつ，55 歳以上で退職した場合は，退職時の標準報酬月額に 100 分の 70 を乗じて得た額を標準等級表に当てはめた額となります。

（２）公立学校共済組合の平均標準報酬月額
任意継続組合員の掛金の標準となる公立学校共済組合員の標準報酬月額の平均額です。平成 28 年度は 440,000 円です。

４　受給できる短期給付

在職中とほぼ同様に短期給付（附加給付を含む。）を受けられますが，傷病手当金附加金，出産手当金，休業手当金，育児休業手当金及び介護休業手当金は受給できません。
なお，短期給付の算定の基礎となる月額は，掛金の算定基礎なる標準報酬月額とします。

（Ｈ２８.４改定）

5　利用できる福祉事業
（１）特定健康診査・特定保健指導（63 ページ参照）
（２）山の家・海の家利用補助（64 ページ参照）
（３）鹿児島宿泊所結婚式場利用補助（64 ページ参照））
（４）鹿児島宿泊所会食等利用補助（64 ページ参照）
（５）鹿児島宿泊所宿泊利用補助（64 ページ参照）
（６）高額医療貸付け及び出産貸付け（90・88 ページ参照））
（７）組合員料金での宿泊施設の利用（96 ページ参照）
　共済組合の宿泊施設を利用する場合に，宿泊施設の窓口で任意継続組合員証を提示すると，在職中と同様に組合員料金で利用できます。
（注）人間ドックに係る健診費用の補助は利用できません。

6　資格の喪失
　任意継続組合員又は被扶養者が次の事由に該当したときは，その資格を喪失しますので，速やかに当支部へ連絡してください。
　また，任意継続組合員の資格喪失後の再加入はできませんので注意してください。

（１）　任意継続組合員の資格喪失事由
　任意継続組合員が次のいずれかに該当したときは，その翌日（イに該当するときはその日）から資格を喪失します。
ア　任意継続組合員となった日から起算して２年を経過したとき。
イ　再就職又は雇用条件等の変更により，勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき（保険証を交付されたとき）。
ウ　任意継続組合員でなくなることを希望する旨の申出をし，それが受理された日の属する月の末日が到来したとき。
エ　死亡したとき。
オ　掛金を期日までに払い込まなかったとき。
※　年度途中の資格喪失に伴う組合員期間未経過分に係る掛金は，還付します。
　なお，還付を受ける権利は時効により２年で消滅します。
※　資格喪失後４か月間は，給付金の送金口座は解約しないでください。

（２）　被扶養者の資格喪失事由
　被扶養者が次のいずれかに該当したときは，その資格を喪失します。
ア　就職又は雇用条件等の変更により，勤務先において他の公的医療保険制度の被保険者となったとき（保険証を交付されたとき）。
（注）所得額に関係なく喪失となります。
イ　所得が年額130万円（障害を事由とする公的年金等受給者及び60歳以上の公的年金等受給者にあっては180万円）（以下「認定限度額」という。）以上あるとき。
・　パート・アルバイト等の３か月以上の雇用で次のいずれかに該当するときは，認定限度額以上とならなくても喪失となります。
・雇用契約で，明らかに月額108,334円以上の収入が見込まれるとき。
・月額が不定で，108,334円以上の収入のある月が３か月連続したとき。
・　公的年金等受給者の所得には，年金所得のほか，その他の所得も含みます。
（注）年金所得には，農業者年金，企業年金及び個人年金等を含みます。
ウ　雇用保険の失業等給付を受給しているとき(日額3,612円以上受給している間)。
エ　結婚，離婚又は死亡したとき。
オ　任意継続組合員以外の者の扶養親族となったとき。
カ　同居を要件とする者が別居したとき（兄姉，配偶者の父母，伯（叔）父母等)。
キ　長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となったとき。
※　被扶養者の資格確認（検認）を８月頃実施します。遡って被扶養者認定を取り消すことがないように，日頃から被扶養者の収入状況等について確認をお願いします。

（Ｈ２８.４改定）